

一般社団法人岩手県農林漁業団体役職員連盟  
退職役職員互助規程

昭和 43 年 6 月 29 日 制 定

(目 的)

第 1 条 この規程は、この連盟の定款第 4 条第 1 項の規定に基づき実施する、退職会員医療保険（以下、「この保険」という。）事業に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(加入資格)

第 2 条 この保険の加入資格は、この規程に定める退職役職員互助制度（以下、「互助制度」という。）の退職会員とする。

(互助制度加入の範囲、呼称)

第 3 条 この連盟の正会員で満 30 才以上の者及び退職役職員で、この互助制度を利用する者を以って構成する。

② 現職役職員を現職会員、定年退職及び任意継続を満了した者を退職会員、任意継続者を任意継続会員と呼称する。

(現職会員の資格取得)

第 4 条 この連盟の正会員で満 30 才の誕生日の属する月以降、別に定める所定様式により申し込み、互助制度の現職会員資格を取得することができる。

(資格の喪失及び利用の停止)

第 5 条 現職会員が第 16 条に定める保険料積立金の返還を受けたときは、互助制度利用の資格を喪失する。

② 現職会員がその所属団体を懲戒免職されたとき、及びこの連盟の定款・規約・規程等に違反し、この連盟の名誉を失墜若しくはこの連盟に損害を与えたときは、互助制度利用を停止することができる。

(任意継続会員)

第 6 条 現職会員がその所属団体を定年前に退職した場合、その者の所属団体を通じてこの連盟に申出て任意継続会員となることができる。

② 前項の規定による申出は、正会員資格を喪失した日から 1 か月以内にしなければならない。ただし、満 50 才以上で保険料積立期間 20 年を満了し

た会員に限るものとする。

③ 任意継続会員は次に掲げる事由のいずれかに該当するに至ったときは、その翌日から任意継続会員の資格を喪失する。

- 1 死亡したとき
- 2 満 60 才に達した日
- 3 任意脱退したとき

④ 第 8 条に規定する療養給付金は、任意継続会員が満 60 才に達する日まで停止する。

(給付の種類)

第 7 条 この規程による給付の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 1 療養給付金
- 2 弔慰金
- 3 埋葬料補助給付
- 4 香典
- 5 その他必要な福利厚生 of 事業に関する給付

(療養給付金)

第 8 条 療養給付金は、退職会員及びその配偶者の健康保険対象医療費一部負担金の総額から、会員一部負担額を控除した額を給付する。ただし、健康保険法等に定める法定給付額及び公費負担額並びに公費助成額は除くものとする。

② 会員一部負担額は、1 診療者、1 診療月、1 医療機関（保険調剤薬局の調剤費は、院外処方した医療機関の医療費一部負担金と合算）毎とし、金額はこの保険の普通保険約款（以下、「約款」という。）に定めるところによる。

③ 退職会員とその配偶者が、この連盟の所定様式に係る領収証明書費用を医療機関に支払ったとき、約款に定めるところにより給付する。

④ 現職会員又は任意継続会員が死亡した場合、遺族配偶者はこの保険に加入し前条第 1 号及び第 4 号の給付を受けることができる。ただし、現職会員の場合は、保険料積立期間 20 年を満了した会員の配偶者とする。

(弔慰金)

第9条 現職会員又は任意継続会員が死亡したときは、50,000円の弔慰金を給付する。

(埋葬料補助給付)

第10条 退職会員が資格取得後3年以内に死亡したとき、次により埋葬料補助を給付する。

	資格取得後の期間	給付額
1	1年以内	50,000円
2	1年を超え2年以内	30,000円
3	2年を超え3年以内	20,000円

(香典)

第11条 退職会員及びその配偶者が死亡したときは、10,000円の香典を給付する。

(保険料の積立)

第12条 現職会員は、この保険の保険料に充てるため積立をしなければならない。

- ② 保険料積立金は標準給与の1%とし、積立期間は20年とする。
- ③ 現職会員の所属団体は、在職期間中前項の保険料積立金について助成することができる。
- ④ 定年退職時(満60歳以上)に保険料積立期間が10年以上ある場合、不足期間分の保険料を一時に積立することができる。
- ⑤ 常勤役員は、退任時(満60歳以上)に不足期間分の保険料を一時に積立することができる。
- ⑥ 第4項及び第5項の保険料積立金は、退職時の標準給与の1%額に不足期間分を乗じた額とし、積立てにより退職会員の資格を取得できるものとする。

(標準給与)

第13条 標準給与は毎年9月1日を基準日とし、健康保険の標準給与月額を準用する。

- ② 前項の標準給与は、毎年9月から翌年8月まで適用し、随時改定は行わない。

(標準給与表の提出)

第14条 医療費給付規程第8条の規定に準じ、毎年9月10日までにこの連盟に提出しなければならない。

(保険料積立金の納入方法)

第15条 事業主は、保険料積立金を現職会員の給与支給日において控除し、この連盟に納入しなければならない。

(保険料積立金の返還)

第16条 現職会員及び任意継続会員が次のいずれかに該当した場合、払い込み保険料積立金額を返還する。

- 1 保険料積立期間を満了できない現職会員が退職したとき
- 2 現職会員及び任意継続会員が任意脱退したとき
- 3 保険料積立期間を満了した現職会員及び任意継続会員が死亡し、遺族配偶者がこの保険に加入しなかったとき

(給付請求)

第17条 この規程に定める給付の請求は、別に定める所定様式により会員又は会員であった者がこれを行うものとする。ただし、その者が死亡した場合にはその遺族が行う。

- ② 前項にかかわる請求期限は、約款第22条の定めるところによる。
- ③ 会員に対する給付金は、当該会員が指定した金融機関口座へ振替送金するものとする。

(給付の遅延利息)

第18条 約款第15条第4項に基づき、この連盟における不備等により支払期限を超えて給付金を支払う場合、支払期限の翌日から給付金支払日までの日数について、支払給付金に年5分の割合により計算した遅滞利息を支払う。ただし、請求書類等の不備による支払遅延はこの限りでない。

(運営委員会)

第19条 この保険事業を円滑に運営するため、運営委員会を設ける。

- ② 前項の委員会について必要な事項は、別に定める。

(会計)

第20条 この規程に基づく会計は、特別会計とする。

(貸付の実施)

第 21 条 この連盟は、この保険の保険料の運用として、正会員に対し貸付を行う。

② 前項の貸付について必要な事項は、別に定める。

(準備金等の積立)

第 22 条 この連盟は、毎事業年度末において、認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 1 号）の定めにより、次の準備金等を積み立てるものとする。

- 1 保険料積立金
- 2 異常危険準備金
- 3 既発生未報告支払備金
- 4 価格変動準備金
- 5 預り保険料積立金

(改 廃)

第 23 条 この規程の改廃は、総会の決議を経るものとする。

② この規程の廃止は、出席者の 2/3 以上の同意を得なければならない。

附 則（昭和 57 年 7 月 10 日一部改正）

- ① この規程は、昭和 57 年 8 月 1 日から施行する。
- ② 第 1 条の退職後とは、所属団体の就業規則に定める定年退職後を言い、役員の場合は、退任が職員の定年年令に準ずる。

附 則（昭和 62 年 7 月 14 日一部改正）

- ① この規程は、昭和 62 年 8 月 1 日から施行する。
- ② 昭和 62 年 7 月 31 日現在の現職会員および任意継続会員については、つぎの経過措置を適用する。
  - (1) 第 5 条第 2 項の規定は、平成 2 年 8 月 1 日から適用しこの間は改正前の規定を適用する。
  - (2) 第 5 条第 3 項第 2 号の規定にかかわらず改正前の規定を適用する。
  - (3) 第 9 条の規定にかかわらず改正前の規定を適用する。

(4) 第 12 条第 5 項の規定は、平成 2 年 8 月 1 日から適用しこの間は改正前の規定を適用する。

附 則（昭和 63 年 7 月 15 日一部改正）

この規程は、昭和 63 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 7 月 12 日一部改正）

① この規程は、平成元年 8 月 1 日から施行する。

（掛金の納入期間に関する経過措置）

② 平成元年 7 月 31 日現在の現職会員については、第 12 条第 2 項および第 4 項の規定にかかわらず、つぎの掛金納入期間とする。

加入期間（平成元年 7 月 31 日現在）	掛金納入期間
1 か月以上 5 年以下	20 年
5 年 1 か月以上 10 年以下	18 年
10 年 1 か月以上 12 年以下	17 年
12 年 1 か月以上 14 年以下	16 年
14 年 1 か月以上	15 年
平成元年 7 月 31 日現在満 60 才以上の者は加入期間にかかわらず	15 年

附 則（平成 7 年 7 月 19 日一部改正）

この規程は、平成 7 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 7 月 22 日一部改正）

この規程は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 7 月 10 日一部改正）

この規程は、平成 10 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 14 日一部改正）

この規程は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 7 月 20 日一部改正）

① この規程は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

（互助任継会員資格取得条件に関する経過措置等）

② 平成 19 年 7 月 31 日現在の現職会員については、第 5 条第 2 項の規程にかかわらず、つぎの掛金納付期間とする。

年齢（平成 19 年 7 月 31 日現在） 資格取得掛金納付期間

満 44 才	16 年
満 43 才	17 年
満 42 才	18 年
満 41 才	19 年
満 40 才	20 年

- (1) 平成 19 年 7 月 31 日現在、満 45 才以上で掛金納付期間 10 年以上の会員は退職時に不足年月数掛金を一括納付することにより制度資格を取得できるものとする。
- (2) 平成 19 年 7 月 31 日現在の現職会員は、定年退職時に不足年月数掛金を一括納付することにより制度資格を取得できるものとする。
- (3) 現職会員死亡に伴う配偶者の制度資格取得については、上記 2 の互助任継会員資格取得条件を適用し配偶者会員の資格を取得できるものとする。

附 則（平成 21 年 7 月 15 日一部改正）

この規程は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 7 月 18 日改正）

この規程は、平成 25 年 12 月 2 日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 23 日一部改正）

この規程は、平成 25 年 12 月 2 日から施行する。

附 則（平成 29 年 7 月 20 日一部改正）

この規程は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 7 月 27 日一部改正）

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。